

雇用のミスマッチ解消・人材確保補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 石川県人材確保・定住推進機構（以下「機構」という。）は、令和6年能登半島地震の影響により、被災地において生じている雇用のミスマッチを解消し、人材確保を促進するため、被災求職者が求人に応じやすいよう、軽作業などの一部の業務の切出しを支援するとともに、それに伴って労働者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条で定義される労働者をいう。以下同じ）を雇用する際に発生するかかり増しの経費について、予算の範囲内において、雇用のミスマッチ解消・人材確保補助金（以下「補助金」という。）として交付するものとし、その交付等に関しては、石川県補助金交付規則（昭和34年規則第29号。以下「規則」という。）を準用し、知事を運営委員長に読み替えて運用するほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(対象事業者)

第2条 補助対象の事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、以下のすべてを満たす者であること。

- 一 珠洲市、輪島市、能登町、穴水町、七尾市および志賀町に所在する事業所を有している事業者であること。
- 二 官公庁等ではないこと（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く）。
- 三 労働基準法等の労働関係法令を遵守している事業者であること。
- 四 雇用保険の適用事業主であること。
- 五 法令に基づき、労働災害保険、健康保険、厚生年金保険に加入する義務があるにもかかわらず加入していない事業者でないこと。
- 六 宗教活動や政治活動を主たる目的とする事業者でないこと。
- 七 公序良俗に反する事業を行う事業者でないこと。
- 八 青少年の健全育成上ふさわしくない事業を行う事業者でないこと。
- 九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項に規定する接待飲食等営業（同条第1項第1号に該当するものに限る。以下同じ。）、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業（接待飲食等営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと（当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。）を内容とする営業に限る。）を行っている事業者でないこと。
- 十 県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- 十一 役員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- 十二 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- 十三 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていないこと。

十四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していないこと。

十五 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(補助対象経費等)

第3条 前条第1号の事業所において、既に出している、あるいは今後出そうとしている求人業務の中から、業務の切出しを行うことで創出した求人について、石川県内のハローワーク等、機構が指定する職業紹介機関に登録した当該求人内容で、労働者を雇用した際のかかり増し経費を対象とする。

2 補助対象となる労働者については、前条第1号で定める事業所において、半年以上の雇用見込みがあると認められる者とする。

3 補助対象経費及び補助額は、以下のとおりとする。

補助対象経費	<u>業務の切出しによる新規雇用に伴い、雇用の純増分に対して追加発生する費用</u> (1) 労働者が直接使用する什器・OA環境整備費用、被服費等の初度調弁費用にあたる経費(消耗品(各種用紙、文房具、トナー等でその性質が長期の使用に適しないもの)を除く) (2) 職場見学、業務説明会等の実施に要する経費 (3) 就業規則等の整備・改正に要する経費 (4) 教育訓練に要する経費 (5) 新しく雇用した労働者の転居に関する経費 (6) その他、機構が特に必要と認める経費
補助額	新規雇用した労働者1人あたり上限10万円 事業者1者あたり上限100万円

4 本補助金の対象となる経費について、他の補助金等が交付される場合には、当該経費について、本要綱に定める対象経費としないものとする。

(補助金の交付申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、以下の申請を必要とする。

一 業務の切出しにより創出した求人について、指定の職業紹介機関に登録後、労働者との雇用契約を締結し、それに伴って発生するかかり増し経費の補助を受けようとする際は、定められた期限までに補助金交付申請・実績報告書(様式第1号)のほか、募集要領に定める添付書類を提出しなければならない。

二 補助対象事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たり、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。

三 補助金の交付にかかる申請期限は、機構が別に定める日とする。

四 補助金の交付申請は前号に定める申請期日までの期間であれば、何度でも行うことが

できるものとする。ただし、当該申請額は、第3条第3項に定める事業者1者あたりの補助上限額を超えてはならない。

五 申請者は、交付申請に要した経費を請求することはできない。

(補助金の交付決定、額の確定等)

第5条 機構は、前条第1号に定める書類を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた補助額について、別記第3号様式による補助金交付決定通知書により申請者に通知する。

2 機構は、事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

(申請の取下げ)

第6条 申請者は、規則第8条の規定により、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に、機構に対し、別記第4号様式による交付申請取下届出書をもって申し出なければならない。

(補助金の支払)

第7条 機構は、申請事業者が第6条第1項による補助金交付決定通知書を受け取った後、請求書の提出があったのち、補助金を交付するものとする。

2 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第5号様式による請求書を機構に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第8条 機構は、次の各号に該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 補助金の申請者が、法令、規則、本要綱又はこれらに基づく機構の指示に従わない場合
- 二 補助金の申請者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- 三 補助金の交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(補助金の返還)

第9条 機構は、補助金の交付を受けた者に対し、前条により交付決定を取り消した場合は、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(実績報告)

第10条 実績報告については、第4条第1号に定める書類の提出をもって報告に代える。

(補助金の経理)

第11条 補助を受けた事業者は、支出内容を証する書類を整備して、収支簿とともに事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(立入検査等)

第12条 機構は、補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助を受けた県内事業者に対して報告させ、又はその事務所等に立ち入り、帳簿書類等を検査することができる。

(業務の執行)

第13条 本要綱第5条、第7条第1項、第8条、第9条及び第12条の事務は、石川県職員が自ら行うことができる。

(その他)

第14条 この要綱で定めるもののほか、支援金の交付に関し、必要な事項は機構が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。